

令和7年度第3回香川地方最低賃金審議会議事録

令和7年8月6日（月）
高松サンポート合同庁舎
北館7階共用702会議室

出席者 公益代表委員 岡崎、籠池、高塚、平野
労働者代表委員 川染、立石、土田、中村、三屋
使用者代表委員 井出、奥田、白石、棚次

議題（1）香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金ほか特定最低賃金改正決定の必要性の有無について（諮問）
(2) 令和7年度地域別最低賃金額改定の目安伝達について
(3) その他

○賃金室長

それでは、定刻となりましたので、ただ今から、令和7年度第3回香川地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日はご多忙の中、また大変暑い中、ご出席いただきまして厚く御礼申し上げます。

本日は、元木委員、檜垣委員が欠席されておりますが、全委員の3分の2以上の13名の委員が出席されておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項に定める定足数を満たしておりますことをご報告いたします。

なお、本日は傍聴人はおりません。

本日の資料のご確認をお願いいたします。

資料No.1 「香川県特定最低賃金の改正決定を求める申出書（写）」

資料No.2 「令和7年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」
でございます。不足等はございませんでしょうか。

それでは、籠池会長、議事の進行をお願いいたします。

○籠池会長

はい、そうしましたら、議事に入りたいと思います。本日の会議は、お手元の会議次第のとおりでございます。

まず、議題1の「香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金ほか特定最低賃金改正決定の必要性の有無について（諮問）」であります。資料等について、事務局から説明をお願いいたします。

○賃金室長

資料 No. 1 の 3 つの特定最低賃金の改正決定を求める申出書の写しをご覧ください。

今回の申出は、3 業種とも公正競争ケースで、金額の改正でございます。

今年度、香川県内の 4 つの特定最低賃金について申出がありました。香川県冷凍調理食品製造業最低賃金につきましては、今年度も個別合意の合意者署名などに取り組んで来られましたが、最低賃金の適用を受ける労働者の合意が概ね 3 分の 1 以上という申出要件を満たしておりませんでした。

よって、改正決定の必要性の有無の諮問には上がっておりませんことをご報告いたします。

それでは、3 つの特定最低賃金について、本日所要のため香川労働局長が欠席しておりますので、代わりに労働基準部長から香川地方最低賃金審議会会長へ「改正決定の必要性の有無について」の諮問文をお渡しします。

○労働基準部長

よろしくお願ひいたします。3 つまとめてでございます。

(労働基準部長から、諮問文を籠池会長へ手交)

○籠池会長

事務局から、諮問文の写しを各委員に配付してください。

(各委員へ諮問文 (写) を配付)

○籠池会長

行き渡りましたね。そうしましたら、諮問文の読み上げを事務局の方でお願いいたします。

○賃金指導官

各諮問文の別添の申出書は、配付資料と同じですので省略しております。それでは、読み上げます。まず機械です。

香労発基 0806 第 1 号、令和 7 年 8 月 6 日

香川地方最低賃金審議会会長 篠池信宏 殿

香川労働局長 友住弘一郎

香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について (諮問)

令和 7 年 6 月 24 日付けをもって申出者タダノ労働組合執行委員長 中村 亨

から最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、別添のとおり香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金（平成 20 年香川労働局最低賃金公示第 5 号）の改正決定に関する申出があったので、同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

続きまして船舶になります。

香労発基 0806 第 2 号、令和 7 年 8 月 6 日

香川地方最低賃金審議会会長 籠池信宏 殿

香川労働局長 友住弘一郎

香川県船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

令和 7 年 7 月 14 日付けをもって申出者川崎重工労働組合坂出支部執行委員長中塚隆明、JAMマキタ労働組合執行委員長 朝國智之から最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、別添のとおり香川県船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金（平成 20 年香川労働局最低賃金公示第 2 号）の改正決定に関する申出があるので、同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

続きまして電気になります。

香労発 0806 第 3 号、令和 7 年 8 月 6 日

香川地方最低賃金審議会会長 籠池信宏 殿

香川労働局長 友住弘一郎

香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

令和 7 年 7 月 10 日付けをもって申出者全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会東四国地方協議会香川地域協議会議長 門 裕介から最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、別添のとおり香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成 20 年香川労働局最低賃金公示第 4 号）の改正決定に関する申出があるので、同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

以上になります。

○籠池会長

はい。ありがとうございました。ただ今の労働局長からの諮問につきまして、何かご意見、ご質問等はございますか。

（意見等なし）

○籠池会長

はい。そうしましたら、この3つの特定最低賃金の改正決定の必要性の有無についての質問をお受けすることといたします。この審議につきましては、本年度の第1回本審で確認いただきました「最低賃金の審議の進め方等について」の3の（1）によりまして、運営小委員会に付託することといたします。運営小委員会は、本日このあと開催いたしますので、運営小委員会の委員の方はよろしくお願ひいたします。

以上のことにつきまして、ご意見、ご質問等はありますでしょうか。

（意見等なし）

○籠池会長

大丈夫ですかね。はい、続きまして議題（2）に移りたいと思います。議題（2）の「令和7年度地域別最低賃金額改定の目安伝達について」であります。事務局よりご説明をお願いいたします。

○賃金室長

はい。まず、令和7年度地域別最低賃金改定の目安の中央最低賃金審議会の答申（8月4日付け）を踏まえた地方最低賃金審議会委員への藤村会長メッセージが届いておりますので、会長メッセージをご覧ください。

○中央最低賃金審議会藤村会長ビデオメッセージ

皆さん、こんにちは。中央最低賃金審議会会長の藤村でございます。今年度も目安の位置づけの趣旨あるいは、中央最賃審議会が取りまとめました令和7年度の目安について、中央最低賃金審議会の会長である私から直接お伝えする場を設けさせていただいております。今年度の地方最低賃金審議会の改定に向けた議論に当たり、改めて、目安をどのように捉えて参考とするのか、また、今年度の公益委員見解の趣旨について、理解を深めていただきたいというふうに思います。

最低賃金は、最低賃金法第1条に規定するとおり、賃金の低廉な労働者について賃金の最低額を保障することなどを目的としております。通常の賃金とは異なり、個別や団体の労使交渉等で決定されるものではなく、法定の3要素を考慮し公労使の最低賃金審議会の答申に基づき決定されるものになります。

引き上げ額の検討にあたりまして考慮する要素としては、さまざまなものがあるのですが、基本的な考え方をここでお伝えをおきたいと思います。

まずは、最低賃金は法定の3要素というのを求めております。労働者の生計費、それから賃金、3つ目が通常の事業の賃金支払い能力、これを考慮して定めることとなっております。また、生活保護に関わります施策との整合性に配慮

するということも法定をされております。その際、地域間のバランスを図るという観点から、中央の最低賃金審議会で目安を示すということになっております。

また、近年は政府の閣議決定に配意した審議を諮問の際に求められていることから、それも無視できない項目になっております。具体的には中長期の金額の目標、それと地域間格差の是正になります。

次に、目安についてご説明をしたいと思います。令和5年の全員協議会報告や令和7年度目安小委員会報告に記載されておりますとおり、目安は地方最低賃金審議会が審議を進めるにあたって、「全国的なバランスを配慮する」という観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではないことを改めて認識いただきたいと思います。従いまして公労使での真摯な議論の結果、目安どおりとなることであれば、目安を上回る、あるいは目安を下回ることもあり得るというふうに私共は考えております。地方最低賃金審議会におかれましては、目安及び公益委員見解で述べている3要素のデータに基づく目安決定の根拠等を十分に参照されまして、公労使の三者でしっかりと地域のデータ等の実情に基づいた議論を尽くした上で決定をしていただきたいと思っております。

では、今年度の目安のポイントをご説明したいと思います。今年度の目安についても3要素のデータに基づきまして納得感のあるものとなるよう、公労使で7回に渡って真摯に議論を重ねて参りました。3要素のうち、何を重視するかは年によって異なるわけですが、昨年度に引き続きまして、消費者物価の上昇が続いていることから、労働者の生計費を重視する点に加えまして、中小企業を含めた賃上げの流れが続いているということにも着目をいたしました。

3要素をそれぞれの評価ポイントについて説明をいたします。

まず、労働者の生計費についてです。消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」を基準に議論を行ってきました。これは昔からそういうふうにしております。それとともに、今年度の物価について丁寧に議論をしました。足元の物価上昇の要因として、生活必需品である食料やエネルギーの寄与が全体の約7割を占めている。いわゆるエンゲル係数を勤労者世帯についてみると、近年上昇傾向にあること。令和6年においては勤労者世帯で26.5%となっており、さらに勤労者世帯のうち最も所得が低いグループである「世帯収入第1・十分位階級」では27.5%と更に高い水準になっていること。こういった点を公労使で確認をいたしました。

しかしながら、食料やエネルギーは、昨年、指標としてみた消費者物価指数の「頻繁に購入する品目」だけに含まれるものではなくて、また様々な生活必需品の価格が急激に上昇していることに鑑みれば、電気代や携帯電話代を含む、「1か月に1回程度購入」やそのどちらにも含まれない穀物を含む「食料」、生活の基礎となる品目を含む「基礎的支出項目」等の生活必需品との関連が深い、消費者物

価の指標を広く確認をし、最低賃金近傍の労働者の購買力を取り巻く状況について、総合的に評価を行っていく必要があると判断をいたしました。

そういう中で、今年度の議論では消費者物価指数のどれか1つの指標に着目するのではなく、複数の指標を総合的に見ようということになりました、今年度は「持家の帰属家賃を除く総合」に加えまして、4つの指標を追加的にということといたしました。具体的には、「頻繁に購入する品目」「1か月に1回程度購入する品目」「基礎的支出項目」「食料」の4つでございます。これら指標を見ながら、「持家の帰属家賃を除く総合」が示す水準、今年度は10月以降の平均が3.9%でありましたから、これを一定程度上回ることを考慮しつつ、生活必需品を含む先ほどの4つの項目の消費者物価の上昇も勘案をいたしました。なお、4つの項目の平均の上昇率を順に申し上げますと、4.2%、6.7%、5.0%、6.4%という高い水準になっております。

3要素の2番目、賃金については、連合、経団連、日本商工会議所、それに厚生労働省の30人未満の企業を対象にしました賃金改定状況調査といったさまざまな調査で、賃上げのベクトルが上向きであるということが今年も確認されております。賃金が上昇しているっていう流れにも着目する必要性について、公労使の考えが一致したところでございます。

最後に3つ目ですね、「通常の事業の賃金支払能力」については、個々の企業の賃金支払能力を示すものではないと解されておりまして、これまでの目安においても、業況の厳しい産業や企業の状況のみを見て議論するのではなく、各種統計資料を基に議論を行いました。支払能力については、実は決め手となる指標がなかなかないわけです。そこで例年どおり、賃金改定状況調査の第4表が支払能力を反映したものであるということも意識するとともに、そのほか売上高経常利益率も確認しております。その際、資本金規模が1,000万円未満の企業が厳しいといったデータや価格転嫁にはまだまだ改善の余地があることは意識したところですが、全体として支払能力は改善傾向であるというふうに考えました。

さて、今年度示しました目安についてですが、これまでご説明をした点と一部重複いたします。しかし、ここは強調しておきたいので申し上げておきたいと思います。3要素のデータを総合的に勘案して目安を示すにあたっては、昨年度に引き続きまして消費者物価の上昇が続いていることから、労働者の生計費を重視する、それに加えまして中小企業を含めた賃上げの流れが続いていることにも着目をいたしました。また、賃上げの流れを非正規雇用労働者や中小企業・小規模事業者にも波及させることや、最低賃金法の目的にも留意をしたところであります。具体的には、全国加重平均としては、今年度は6.0%、63円を基準として、ランク別の目安額を検討することといたしました。

次にランクごとの目安額についてです。近年、配意を求めております政府

の閣議決定では、「地域間格差の是正」が盛り込まれております。中央最低賃金審議会としても、地域間格差への配慮の観点から、少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていくことが必要だということを意識をしてまいりました。そういった中、消費者物価指数、具体的には「持家の帰属家賃を除く総合」ですね。この上昇率が、Aランクで3.8%、Bランクで3.9%、Cランクで4.1%となっており、Cランクの上昇率が最も高くなっていることや賃金改定状況調査結果第4表①②③における賃金上昇率がCランク、Bランク、Aランクの順に高くなっていることなどの指標を考慮すると、今年度は下位ランクの目安額が上位ランクの目安額を初めて上回ることが適当となりました。具体的には、Aランク63円、率にしますと5.6%、Bランク63円、率が6.3%、Cランク64円、6.7%といたしました。Cランクの引上げ額、引上げ率が最も高くなっているということは、中央最低賃金審議会として、地域間格差是正への配慮、物価や賃金等の指標を見てお示しをしたものであります。

公益委員見解で参照したデータについては、別添の「参考資料」としてまとめています。また、これまで目安に関する小委員会で提示した資料には、地域別のものも含まれているので、地方でのデータに基づいた審議にあたって適宜参考としていただきたいと思います。なお、都道府県別に示される地域の経済・雇用の実態等をデータに基づいて見極めつつ、自主性を發揮していただくために、厚生労働省の事務局に対して都道府県別のデータの有無を明らかにする等の要請も小委員会の議論の中ありました。これについては、早速労働局には伝達されていると承知をしておりますので、適宜参考にされたいと思います。

次に発効日についてです。発効日については、10月1日等の早い段階で発効させるべきという意見もあれば、近年の最低賃金の大幅な引上げが続く中、必要となる賃金原資が増大していることへの対応が必要という声も伺っております。こうした状況に留意するとともに最低賃金法第14条第2項において発効日は、各地方最低賃金審議会の公労使委員の間で議論して決定できるとされていることを踏まえて、引上げ額とともに発効日についても十分に公労使で議論を行っていただくよう中央最低賃金審議会の公益委員として要望をしたいと思います。

最後、以上述べてきたとおり、目安額を示す際に様々な資料やデータに基づき、公労使で真摯な議論を重ねてまいりました。中央最低賃金審議会及び目安小委員会での議論を参考にしていただいて、地方最低賃金審議会においても、地域のデータ等の実情に基づき、公労使による建設的で真摯な議論が行われることを私どもは期待しております。中央最低賃金審議会委員として地方最低賃金審議会の審議の結果にこれからも注目をして行きたいと思います。

以上、私たちのメッセージでした。

○賃金室長

それでは9ページの資料No.2の答申文書をご覧ください。

8月4日に中央最低賃金審議会会長から厚生労働大臣あてに、本年度の地域別最低賃金額改定の目安についての答申が出されましたので、内容をご説明いたします。

まず、答申内容ですが、記の下となります。順に読み上げます。

- 1 令和7年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった。
- 2 地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解（別紙1）及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告（別紙2）を地方最低賃金審議会に提示するものとする。
- 3 地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし、同審議会において、別紙1の2に示されている公益委員の見解を十分参照され、自主性を發揮されることを強く期待するものである。
- 4 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性については労使共通の認識であり、政府の掲げる「賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現」と「持続的・安定的な物価上昇の下で、物価上昇を年1%程度上回る賃金上昇を賃上げのノルム（社会通念）として我が国に定着」させるためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配意しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し強く要望する。
- 5 生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者がしっかりと活用できるよう充実するとともに、具体的な事例も活用した周知等の徹底を要望する。加えて、非正規雇用労働者の待遇改善等を支援するキャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等の充実を強く要望する。
- 6 また、中小企業・小規模事業者の賃上げの実現に向けて、官公需における対策等を含めた価格転嫁・取引適正化の徹底、中小企業・小規模事業者の生産性向上、事業承継・M&A等の中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化に取り組むとともに、地域で活躍する人材の育成と待遇改善を進める「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」の着実な実行を要望する。
- 7 その際、経営強化税制、事業承継に係る在り方の検討、産業競争力強化法に

による税制優遇など、予算や税制等のインセンティブ制度を通じ、中小企業・小規模事業者の賃上げに向けた強力な後押しがなされることを強く要望する。

8 同時に、省力化投資促進プランの対象業種のみならず、幅広く、きめ細かな成長投資の後押し、販路開拓・海外展開の促進、マッチングの強化等の支援策の充実と支援体制の整備を通じた中小企業・小規模事業者の生産性の向上を進めるとともに、地域における消費の活性化等を通じ地域経済の好循環を図ることを要望する。

9 また、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等を徹底するとともに、運用の改善を図ることを要望する。

10 価格転嫁対策については、下請法改正法（中小受託取引適正化法）の成立を受け、その施行に向けて、公正取引委員会の体制の抜本強化とともに、中小企業庁・業所管省庁との連携体制を早期に構築し、各業所管省庁においても、同法に基づく検査や問題事例への対処を適切に実施できるよう、執行体制の抜本強化を要望する。

11 取り分け、価格転嫁率が平均よりも低い業種を中心に業所管省庁において徹底的に業種別の価格転嫁状況の改善を図るため、中小企業庁による下請Gメン、公正取引委員会による優越Gメンといった省庁横断的な執行体制の強化に加え、中小企業庁・公正取引委員会から具体的な執行・業務のノウハウの共有を行った上で、業種別のGメン等を通じた取引環境改善の枠組みを価格転嫁率が低く課題の多い業種を所管する業所管省庁全体へと広げる等、十分な規模での執行体制を構築することを要望する。また、パートナーシップ構築宣言について、取引適正化に関する自主行動計画を制定している各業界団体の役員企業に対して宣言を働き掛けるとともに、生産性向上関連の補助金における加点措置を拡充すること等により、宣言の更なる拡大を図ることを要望する。サプライチェーンの深い層まで労務費転嫁指針の遵守が徹底されているかを重点的に確認し、必要に応じ更なる改善策を検討するとともに、更なる周知徹底に取り組むことを要望する。

12 さらに、B to C事業では相対的に価格転嫁率が低いといった課題があるため、消費者に対して転嫁に理解を求めていくよう要望する。

13 また、いわゆる「年収の壁」への対応として、「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用を促進することを要望する。加えて、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないよう、発注時における特段の配慮を要望する。

次に、目安額ですが、別紙1の1にありますとおり、目安に関する小委員会において、8月4日に、今年度の引上げの目安額は、A、Bランクがともに63円、

Cランクが64円という結果で取りまとめられました。

次に、公労使の見解ですが、公益委員見解につきましては、先ほど藤村会長のビデオメッセージの中で説明がございましたので、公益委員見解は重複致しますので、説明を省略させていただきます。

引き続きまして、「労使の見解」に移ります。

75ページの別紙2の2「労働者側見解」についてです。

今年の春季生活闘争は、33年ぶりに5%台の高い水準と言われた昨年をさらに上回る成果が報告されたが、新たなステージに移った日本経済を安定した巡航軌道へ導くためには、労働組合のない職場で働く労働者に対しても、最低賃金の大幅な引上げを通じ、これを波及させる必要があり、最低賃金法第1条にある法の目的を踏まえて、審議を進める必要がある。

昨年を上回る賃金・初任給の引上げは、経営・事業環境や企業業績の状況が決して良いとは言えない中においても、労使交渉を通じて、人材の確保・定着など、今後の事業継続を見据えた「人への投資」を経営側が英断した結果である。地域別最低賃金は、生存権を確保した上で労働の対価としてふさわしいナショナルミニマム水準へ引き上げる必要があり、今年は一つの通過点として、全都道府県で1,000円超の実現は必須である。また、中期的には「一般労働者の賃金中央値の6割」という目標を念頭に来年以降も、継続的に水準を引き上げる必要があることから、本年は昨年以上の大幅な改定に向けた目安を提示すべき。現在の最低賃金は絶対額として最低生計費を賄えていない上、昨年の改定以降の消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）は足元で4%強の高水準で推移しており、物価の上昇基調は続いている。「頻繁に購入」する品目の消費者物価指数にはこの間高騰してきた「コメ」が含まれていないため、最低賃金近傍で働く者の生活は昨年以上に苦しく、生活実感をいかにデータから汲み取るのかという観点は今年も重要なである。

地域間額差は、地方の中小・零細企業の事業継続・発展の厳しさに拍車をかける一因となり、昨年は、B・Cランクを中心に、目安を大幅に超える引上げが相次いだが、地域の自主性がこれまで以上に発揮された結果である一方、地方審議における目安の意義が問われかねない事態である。目安の妥当性と納得性を高め、目安を軸としたより建設的な議論を促す観点からも、昨年の実績も念頭に置いた中賃としてのメッセージを示すべき。

「企業の倒産件数」は、中長期的にみれば低い水準で、統計上の雇用情勢は堅調である。最低賃金の引上げと雇用維持とは相反しておらず、最低賃金の引上げに伴い、むしろ労働力人口は増加傾向にあることからも、雇用情勢への影響は極めて限定的。

企業の経常利益は実績ベースでみて堅調に推移しており、中小企業の労働分配

率の水準は高いものの近年では低下傾向にあり、総じて賃金支払能力は問題なく、その上で、中小・零細事業所における賃上げの実現性をさらに高めるためには、より広範な支払能力の改善・底上げが重要であり、政府の各種支援策の利活用状況や効果の検証を踏まえた一層の制度拡充と利活用の推進を求める。

加えて、社会の賃上げの流れを速やかに波及させるという観点では、10月1日発効を中心に、より早期の発効も念頭に議論を進めるべき。

以上を踏まえ、本年度は「誰もが時給1,000円」への到達と、生活できる賃金水準の実現に向けてこれまで以上に前進する目安が必要であり、あわせて、地域間額差の是正につながる目安を示すべき。

労働者側委員としては、上記主張が十分に反映されず取りまとめられた別紙1の公益委員見解については、不満の意が表明された。

続きまして、76ページ3使用者側見解です。

最低賃金引上げの必要性は十分認識している中、その影響が大きい中小企業の賃上げには、原材料や労務費等のコスト増加分の十分な価格転嫁と生産性向上を図り、原資を確保することが必要であり、規模、業種によっては堅調・好調な企業がある一方、物価高や最低賃金を含む人件費の高騰等分を十分に価格転嫁できている企業はまだ少なく、なかでも、Cランク等の地方や小規模事業者の業況は特に厳しい。

また、満足に価格転嫁ができない状況で、全ての企業に適用される最低賃金の過度な引上げは、経営をより一層圧迫しかねない。

最低賃金法に定める決定の3要素である「生計費・賃金・通常の事業の賃金支払能力」を各種統計資料から的確に読み取るとともに、「通常の事業の賃金支払能力」に重きを置き、3要素を総合的に表す「賃金改定状況調査結果」の、とりわけ第4表の賃金上昇率を重視して議論を重ねていく、この基本的な考え方には一切変わりはない。

その上で、今年度は、明確な根拠・データに基づいた納得感ある目安額の提示がこれまで以上に求められ、3要素のデータを丁寧かつバランスよく見ることが重要。

具体的な目安額について、各地方最低賃金審議会の議論に資する、合理的かつ納得性の高い根拠・ロジックを示すことが中央最低賃金審議会の役割との共通認識のもと審議を尽くすべき。

近年の最低賃金は毎年度、過去最高を更新し続け、地域別最低賃金の決定にあたっては、目安額を下限として、目安にどれだけ上乗せするかという議論が繰り広げられている地域があり、その際、3要素によらない隣接地域との競争や最下位の回避等を意図した審議が散見され、「賃金の低廉な労働者に対するセーフティーネット」という最低賃金本来の目的から乖離している可能性がある。

目安小委員会報告が示す引上げ額はあくまで目安であり、地域の実態に基づき各地方最低賃金審議会で目安を参考に議論し、地域別最低賃金額を決定することを確認するとともに、目安審議で用いた統計資料を各地方最低賃金審議会でも活用できるよう、都道府県別データの存在の有無を確認しつつ議論したい。

地域別最低賃金の「発効日」は法律により 10 月 1 日に定められていない中、近年の大幅引上げによって、これまで以上に事業者側の相当な準備期間が必要であることに加えて、実効性確保の観点から、周知期間の十分な確保や「年収の壁」による就業調整による人手不足の一層の深刻化等の様々な影響も考慮すべきであることを踏まえ、各地方最低賃金審議会が実態に即して発効日を柔軟に決定することが望ましい。

使用者側委員としては、上記主張が十分に反映されずに取りまとめられた別紙 1 の公益委員見解については、不満の意が表明された。

以上です。

○籠池会長

ありがとうございました。ただ今の事務局からのご説明について、何かご質問、ご意見等はございますか。

(意見等なし)

○籠池会長

大丈夫ですかね。(2)は以上とさせていただきまして、議題(3)の「その他」に入ります。事務局から何かございますか。

○賃金室長

次の第4回本審につきましては、8月18日(月)の15時30分からこの702会議室で開催することとなっております。

なお、同じ日の午後1時15分から開催する予定の香川県最低賃金専門部会での審議結果が全会一致となっていた場合には、最低賃金審議会令第6条第5項の決議により、本審での審議の必要はありませんが、仮に専門部会での結論が全会一致とならなかつた場合には、本審でご審議をお願いすることになります。

また、本日諮問いたしました特定最低賃金改正決定の必要性の有無について、このあと運営小委員会で審議をいただき、改正決定の必要性有の合意が得られた場合には、8月18日(月)の本審で特定最低賃金の改正決定の諮問を行う予定としておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○籠池会長

以上で予定された議題すべて審議を終えたということになりますが、よろしいですかね。

それでは、これをもちまして第3回香川地方最低賃金審議会を閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

——了——